



高齢者・福祉

東松山市立訪問看護ステーションを開設します！

☎11月1日(土)から

サービス提供時間 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

内訪問看護は、地域で暮らす全ての年代の皆さんに必要な支援を行います。「病気や障害があっても、住み慣れた家・地域で暮らしたい」と望まれる人々を支援し、利用者だけでなくご家族も不安なく過ごせるように取り組んでいきます。

対象者 病気やケガなどにより、かかりつけ医師が訪問看護を必要と認めた人

利用方法 かかりつけ医師又は担当ケアマネジャーに相談するか、直接訪問看護ステーション(市民病院内)へ申込みください。

☒市立訪問看護ステーション

☎24-0173



市民病院HP

お近くの病院や介護施設が検索できます



病院、歯科、薬局、介護サービス事業所の情報が手軽に検索できる「比企地区在宅医療・介護情報検索システム」を市HPから見るができます。

地図から所在地、診療科、サービス内容などを簡単に調べられますので、ぜひご利用ください。

☒高齢介護課

☎22-7733

FAX 22-7731



検索システム

「私の意思表示ノート」を配布します



もしものときのために自分の望む意思を元気なうちから考え、家族やかかりつけ医などと共有するためのノートです。

記入後は、家族やかかりつけ医などと話し合い(人生会議)、気持ちの変化に合わせて修正しましょう。

配布場所 高齢介護課、各図書館、各市民活動センター、比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

☒高齢介護課

☎22-7733

FAX 22-7731



市HP

認知症検診

医療機関で、問診形式の認知症検診を受けてみませんか。市では、認知症の早期発見や早期診断・治療につなげるため、認知症検診事業を行っています。

☎12月25日(木)まで

☒検診日に市内に住民票がある人で、医療機関で認知症の診断を受けたことがない70歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ)・75歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ)に達する人

費無料(1人1回限り)

※70歳のときに受けた人も75歳で受診できます。

※対象者には、5月下旬に検診を受けられる医療機関を記載した案内通知を送付していますので、実施医療機関に直接申込み、受診してください。

☒高齢介護課

☎22-7733 FAX 22-7731

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で日常生活上のお世話や援助、介護、看護をしている人です。

同様に、ヤングケアラーとは、家族の世話などのケアを日常的に行う18歳未満の若者です。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。一方、社会においては「家族が身の回りのお世話をするのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラー・ヤングケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況となっています。

県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を行い、ケアラー・ヤングケアラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケアラー・ヤングケアラーが孤立することのない社会の実現に取り組んでいます。

☒社会福祉課☎21-1455

高齢介護課☎22-7733

障害者福祉課☎21-1452 FAX 24-6066

こども支援課☎81-5750

学校教育課☎21-1429



県HP



市HP

東松山市あんしん見守りネットワーク

協力員、協力事業所などが日常生活の中でさりげない見守りや声かけを行い、高齢者の暮らしを支える仕組みです。

協力員・協力事業所の登録

協力員、協力事業所の募集を随時受け付けています。

見守り希望者の登録

市内在住の65歳以上の人で、何らかの見守りや支援の必要がある人※登録者に対し地域包括支援センターの職員が状況に応じて訪問します。

見守りステッカーの交付

見守りを希望する登録者で、認知症等による徘徊の心配がある人には、衣類等にアイロンで貼り付ける見守りステッカーを交付します。ステッカーには見守り希望者登録番号を記載し、行方不明となった際の早期発見に役立てます。

※個人情報の記載はありません。

☒高齢介護課

☎21-1406 FAX 22-7731



市HP



子育て

未就学児のあそび場 きらめきGO!GO!

場所・問合せ	とき
まつに ☎23-1361	11月11日(火)・19日(水)、 12月5日(金)
からこ ☎23-1325	11月7・21日(金)、12月8日(月)
いちのかわ ☎21-6480	11月10日(月)・26日(水)、 12月12日(金)
たかさか ☎31-2360	11月13日(木)・28日(金)、 12月3日(水)・16日(火)
しんめい ☎24-3346	11月5日(水)・17日(月)、 12月1日(月)・19日(金)

時間 午前10時～11時30分

☒未就学児と保護者

内手遊び、歌遊び、体操、簡単な工作、エプロンシアターなど

申事前申込みは不要。当日クラブで受け付け。

☒保育課

☎21-1407 FAX 23-2239

※当日は、開催クラブにお問い合わせください。



きらめき
クラブHP

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

県では高校や大学などに入学するための就学支度資金、授業料等の修学資金、就職する際に必要な知識等を習得するための修業資金、就職支度資金などの貸付を行っています。※資金ごとに資格要件や必要となる書類も異なります。

☒母子家庭、父子家庭の人や寡婦の人
☒県西部福祉事務所

☎049-283-6780



市HP

ひとり親家庭等医療費現況届

ひとり親家庭等医療費受給者は、年1回、受給資格要件に該当しているか確認するため、現況届の提出が必要です。11月21日(金)までに現況届を提出してください。

☒ひとり親家庭等医療費受給者
※児童扶養手当受給者や今年7月以降の新規申請者は除きます。

☒こども支援課

☎21-1461

FAX 23-2239



市HP

こども医療費

☒市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までのこども

助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、出生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、出生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元にこどもの保険情報を確認できるものがない場合でも、仮申請ができますので必ず15日以内に手続をしてください。

受給資格証の交付に必要なもの

こどものマイナ保険証(こどものマイナンバーカードと資格情報のお知らせ)、保護者(原則被保険者)名義の通帳、保護者及びこどものマイナンバーカードなど(マイナンバーを確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)

※マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書等のこどもの保険情報を確認できるものが必要です。

※保護者やこどもが外国籍の人は在留カードが必要です。

住所や保険情報が変わったら

転居、転職で住所や保険情報が変わった場合には、変更届が必要です。変更届に必要なもの：こどもの保険情報が確認できるもの(マイナ保険証または資格確認書等)、こども医療費受給資格証
※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校でけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要な事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、こども支援課又は各市民活動センターに提出してください。

申・問こども支援課☎21-1461 FAX 23-2239



市HP